

特定の携帯情報端末におけるＩＣカード取扱規則に関する特約の一部改正について

特定の携帯情報端末におけるＩＣカード取扱規則に関する特約（2020.10.1制定）の一部を次のように改正し、2021年3月13日に遡り施行する。

1. 第10条第2項(3)を次のように改める。

(3) 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とするＩＣ通学定期乗車券または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満のＩＣ通学定期乗車券

2. 第20条第2項を次のように改める。

2 モバイルＩＣ特定端末に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、所定の期日までに、PASMOサイトを利用して所定の購入申込書等に必要な事項等を記入のうえ、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書等の写しをサポートセンターへ送付することにより購入に必要な申し込みを行うものとする。

3. 第21条第2項(3)を次のように改める。

(3) 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とするＩＣ通学定期乗車券または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満のＩＣ通学定期乗車券